# 会津若松市北会津デイサービスセンター 指定管理者仕様書

令和7年7月 会津若松市健康福祉部高齢福祉課

## 目 次

第	1	セ	ン	タ	_	の	基	本	方	針	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	指	定	管	理	者	が	行	う	業	務	の	範	囲	等	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	3	施	設	の	利	用	等	に	関	す	る	業	務	の	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	4	施	設	及	び	設	備	の	維	持	管	理	業	務	の	基	準	•		•	•			•	•	•			3
第	5	運	営	管	理	業	務	の	基	準								•		•	•			•	•	•			5
第	6	そ	の	他	セ	ン	タ	_	の	管	理	運	営	業	務	の	基	準		•	•			•	•	•	•		7
第	7	モ	二	タ	リ	ン	グ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		7
第	8	協	定	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
次	nksi																												1 /

会津若松市北会津デイサービスセンター(以下「センター」という。)の指定管理者が行うセンターの管理業務等の基準、範囲等については、会津若松市デイサービスセンター条例、会津若松市北会津デイサービスセンター指定管理者応募要項に定めるもののほか、この仕様書によるものとします。

### 第1 基本方針等

#### 1 目的及び機能

センターは、高齢者及びその家族の福祉の増進を図るために設けられた施設であり、介護保険法に規定する通所介護のための機能を備えております。

#### 2 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図ってください。

指定管理者は、センターを管理運営するに当たっては、次に掲げる項目に留意してください。

なお、会津若松市(以下「市」という。)は、施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対し、指示等を行います。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、会津若松市デイサービスセンター条例(平成 9 年会津若松市条例第 15 号)の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定に基づき、 個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 公の施設であることを認識し、公平な管理運営を行うこと。
- (4) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理 運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

なお、市では現在「地球温暖化対策推進実行計画」の策定に取り組んでおり、「電気、ガス、ガソリン等、紙、水」にかかる使用実績等について定期 的に資料を市に提出すること。

(7) 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

## 第2 指定管理者が行う業務の範囲等

- 1 施設の利用等に関する業務
  - (1) 介護保険法に規定する通所介護に関する業務
  - (2) その他の業務

#### 2 施設、設備等の維持管理に関する業務

- (1) 施設保守管理業務
- (2) 設備機器の保守管理業務
- (3) 設備機器の運転操作及び監視業務
- (4) 清掃業務
- (5) 保安警備業務
- (6) その他の業務
- (7) 維持管理計画の作成
- (8) 施設等整備不備による損害賠償

#### 3 運営管理業務

- (1) 組織及び人員配置
- (2) 事業計画書の作成
- (3) 事業報告書の作成
- (4) 事業評価業務
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 指定期間終了後の引継ぎ業務

## 第3 施設の利用等に関する業務の基準

#### 1 介護保険法に規定する通所介護に関する業務

(1) 施設の開所時間及び休所日

センターの開所時間及び休所日は、申請において提案のあった内容を基本として、市と指定管理者との協定で定めます。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて開所時間及び休所日を変更することができます。

(2) 利用人員

センターの1日の利用人員は、20人を基準とし、応募において新たな提案も可能です。ただし、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす職員を配置してください。

(3) 利用料金の設定

指定管理者は、条例の規定する基準額及び日常生活に要する費用として利用者が負担することが適当と認められる額の範囲内で、市長の承認を得て、センターの利用料金を設定することができます。また、承認された内容については掲示をしてください。

(4) 利用料金の収受

指定管理者は、介護報酬及び利用者負担金の両方を収入として収受する ことができます。

(5) 利用料金の減免 利用料金の減免は、市長が定める基準に従って行ってください。

#### 2 その他の業務

(1) 措置に関する業務

市長は、高齢者等の福祉の増進を図るため、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する措置を行うことがあります。それにかかる費用等については別に定める規定に基づき指定管理者に支払うことになります。

## 第4 施設及び設備の維持管理業務の基準

指定管理者は、センターの施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう、施設及び設備の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行ってください。

#### 1 施設保守管理業務

指定管理者は、センターを適切に運営するために、日常的に点検を行い、 仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ等が発生しない状態を維持し、かつ、美 観を維持してください。

また、指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合(軽微な場合を除く。)を発見した際には、速やかに市に連絡してください。原則として見積額1件20万円未満の修繕については、指定管理者の負担となります。

#### 2 設備機器の保守管理業務

- (1) 設備機器の法定点検及び初期性能、機能保持のため、外観点検、機能点 検、機器動作特性試験、整備業務等を行ってください。
- (2) 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行ってください。原則として見積額1件20万円未満の修繕については、指定管理者の負担となります。
- (3) 設備機器の保守点検業務に要する経費は、指定管理者の負担となります。

#### 3 設備機器の運転操作及び監視業務

設備の適正な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電力、 用水、ガス等の需給状況を把握してください。また、適切な運転記録をとっ てください。なお、設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運 転を行うとともにエネルギー経費の削減に努めてください。

#### 4 備品等管理業務

- (1) 指定管理者は、市の所有する物品について、会津若松市財務規則(平成 5年会津若松市財務規則第12号)及び関係例規に基づき、適切に管理し てください。
- (2) 指定管理者は、利用に支障をきたさないよう備品の管理を行なうととも に、備品に不具合が生じた場合において、原則として 20 万円未満の修繕 は、指定管理者が行ってください。
- (3) 指定管理者が管理する市の物品について、更新が必要な場合は、速やかに市に報告してください。

#### 5 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つ ため、日常清掃及び定期清掃等必要な業務を実施してください。

#### 6 保安警備業務

- (1) センターの防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を行ってください。
- (2) 機械警備システム等を利用して 24 時間警備を行ってください。
- (3) 警備日誌を作成してください。
- (4) 巡回業務を行い、異常の有無の確認及び火災予防点検を行ってください。
- (5) 防火管理者を設置してください。

#### 7 その他の業務

- (1) 冬期間の降雪時には、施設利用者の不便をきたさないように敷地内の除雪を十分に行ってください。
- (2) 上記に定めるもののほか、維持管理に必要な業務内容は、別紙1に定めるとおりとします。
- (3) 指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、5年間保管し、市の求めがあったときには閲覧に供すること。

#### 8 維持管理計画の作成

指定管理者は、前年度の3月末日までに施設維持管理計画(点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等)を作成し、市に提出してください。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等について

は、記録を行って施設維持管理計画に反映させてください。

#### 9 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 指定管理者の責に帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理がその損害を賠償すること。
- (2) 施設内において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ 事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市 に報告すること。

## 第5 運営管理業務の基準

#### 1 組織及び人員配置

- (1) 配置人員等
  - ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置してください。
  - イ 労働基準法、最低賃金法その他労働関係法令の規定を遵守してください。
  - ウ 管理運営に関する責任者を1名配置してください。
  - エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとと もに、利用者の要望に応えられるものにしてください。
- (2) 研修等

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に 必要な知識と技術の習得に努めてください。

#### 2 事業計画書の作成

指定管理者は、前年度の2月末日までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市へ提出してください。作成に当たっては、市と調整を図ってください。

#### 3 事業報告書の作成

(1) 年次報告書

指定管理者は、毎年5月末までに、事業報告書を市に提出してください。 事業報告書の主な内容は次のとおりです。詳細については、市と指定管理 者とが締結する協定で定めることとします。

ア センターの管理の業務の実施状況及び利用状況

組織体制、施設利用率、利用者数、利用者満足度、施設設備維持管理 状況、課題分析と自己評価

- イ 利用料金の収入の実績(利用料金の減免の実績を含む。)
- ウ センターの管理に係る経費の収支状況
- (2) 事業進捗状況報告書

指定管理者は4半期毎に報告書を作成し、4・5・6月分、7・8・9月分、10・11・12月分及び1・2・3月分をそれぞれ7、10、1及び4月20日までに市に提出してください。なお、報告書の詳細は、市と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

#### 4 事業評価業務

指定管理者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めてください。 また、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ市に提出してください。自己評価結果については、市が業務水準の適正性について業務評価を行います。

#### 5 関係機関との連絡調整

指定管理者は、関係機関との連絡調整を図ってください。

#### 6 指定期間終了後の引継ぎ業務

- (1) 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者又は市が円滑かつ支障 なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行ってください。
- (2) 指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務 を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供願います。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意してください。

## 第6 その他センターの管理運営業務の基準

#### 1 個人情報保護義務

指定管理者には、センターの管理運営を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定により、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられます。個人情報の取扱いの具体的な内容については、市と指定管理者が締結する協定で定めます。

#### 2 監査

会津若松市監査委員が市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理 者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合があります。

#### 3 指定管理業務期間の前に行う業務

(1) 協定項目についての市との協議

- (2) 配置する職員等の確保、職員研修
- (3) 業務等に関する各種規程の作成、協議
- (4) 現行の管理受託者からの業務引継ぎ

#### 4 保険への加入

指定管理者は募集要項、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入してください。なお、火災保険については市が加入します。

#### 5 指定管理者の業務範囲外の事項(行政財産の目的外使用許可)

自動販売機、電柱等の利用許可については、指定管理者の業務の範囲外であり、市が、行政財産の目的外使用許可を行い、その使用料は市の収入となります。

## 第7 モニタリング

市は、施設の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施します。 なお、詳細については、市と指定管理者間で締結する協定で定めます。

#### 1 モニタリングの方法

(1) 定期モニタリング

市は、指定管理者から提出された事業進捗状況報告書、年次報告書その他報告等により、指定管理者が適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかについて履行内容及び報告書等の具体的な内容が要求水準を満たしているかについて確認します。

(2) 随時モニタリング

市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、指定管理者に事前に通知した上で、施設の維持管理、経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができます。

#### 2 業務不履行時の処理

- (1) 管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合又は利用者が施設 を利用する上で明らかに利便性を欠く場合、市は指定管理者に対して改善の指示を行うことができます。
- (2) 市は、指定管理者が市の指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができます。

## 第8 協定事項

#### 1 協定の締結

市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。

協定は、指定期間全体の包括協定及び毎事業年度ごとの年度協定とします。 協定の主な項目は次のとおり予定しています。

#### (1) 包括協定

指定期間、指定管理者の業務の範囲、業務内容の変更中止等、指定管理者の責務、利用料金の収受、個人情報等の管理の取扱い、モニタリング及び事業報告に関する事項、指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項、引継ぎに関する事項、一般的損害に対する損害賠償責任、利用に係る不服申し立てに関する取扱い、権利義務の譲渡の禁止、危険負担に関する事項、備品等の管理物件に関する事項、修繕等の費用負担、原状回復義務、帳簿等の整備、管理規程の制定、重要事項の変更の届出、事故報告その他必要と認める事項

#### (2) 年度協定

業務の仕様その他必要と認める事項